法務アップデート

2021年7月

2020 年投資法のガイダンスであるDecree 31/2021/ND-CP に関する法務アップデート

2021 年 3 月 26 日、政府は 2020 年投資法 (「投資法」) のガイダンスであるDecree 31/2021/ND-CP (「Decree 31」) を公表しました。 Decree 31 は、ベトナムでの投資に関する Decree 118/2015/ND-CP (「Decree 118」) 及び海外への投資に関する Decree 83/2015 /ND-CP など、多くの政令の代わりとなり、即日発効となりました。

Decree 31 のポイントは以下のとおりです：

1. 外国投資家による市場参入が制限される分野輸出加工製品のための輸入原材料等

Decree 31 は、外国投資家に対し市場参入が制限される分野のリスト（「市場参入制限リスト」）を付属書１にて規定しています。

市場参入制限リストは２つに分類されます：

(A) 外国投資家による市場参入が禁止される分野：商業分野で国が独占的に扱う商品・サービスのリストに含まれる商品・サービスの取引、報道活動及びあらゆる形態での報道のための情報収集、漁業、契約に基づく労働者海外派遣サービス、再輸出のための一時的輸入など計25分野が含まれます；そして

(B) 外国投資家による市場参入が条件付きで認められる分野：動画など文化的製品の製造・販売、保険、銀行、証券取引業、通信サービス、印刷サービス、電子商取引、水産養殖、林業・狩猟業、不動産事業、物流サービス、建設及び関連エンジニアリングサービスなど計58分野、及びパイロットスキームの下で許可される分野が含まれます。

分野	外国投資家の市場参入権
市場参入が禁止される分野のリスト	外国投資家は投資できません
条件付きで市場参入が認められる分野のリスト	外国投資家は、関連条件を満たした場合にのみ投資できます
ベトナム政府が外国投資家に対し市場参入を約束していない分野	➤ ベトナムの国内法に基づいて外国投資家の市場参入が制限されない場合、外国投資家は国内投資家と同じく市場アクセスが可能です ➤ ベトナムの国内法に基づいて外国投資家の市場参入が制限される場合、外国投資家はその法規定に従う必要があります

この市場参入制限リストは、海外投資家に対する市場参入の透明性と効率性を向上させるとともに、さまざまな国際協定におけるベトナムの市場開放に対する公約における矛盾を解消します。

計画投資省は、他の関連当局と協力して、市場参入制限リストの各分野に適用される全ての市場参入条件を検討・収集し、投資に関する国家ポータルサイトで公開します。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

2. 投資優遇対象となる分野のリスト及び投資優遇対象となる地域のリスト

Decree 31 はDecree 118 と同様に、 (i) 投資優遇対象の分野のリスト及び(ii) 投資優遇対象の地域のリストを提供しています。

(ii) 投資優遇対象の地域のリストには変更がありませんが、(i)投資優遇対象の分野のリストには、以下の 2 つのカテゴリーの下で、ハイテク開発および環境保護向けの多くの新しい分野が追加されています：

(A) 特別な投資優遇をうける分野:　ハイテク人材の育成、ハイテクサービスの提供、ネットワーク情報セキュリティ製品の製造など新しく追加された分野を含む計4つのセクターと32の分野；そして

(B) 投資優遇をうける分野：耐火建材の生産、火力発電所からの廃棄物の処理と使用への投資、環境に配慮した輸送手段の製造など新しく追加された分野を含む計5つのセクターと67の分野。

3. 総投資額の価値の確定；総投資額、機械、設備、技術ラインの価値の独立評価

Decree 31 のもう 1 つの注目すべき変更点は、プロジェクト実施のための総投資額の構成要素として、(i) 投資家による拠出資本、(ii) 動員された資本 (ローン)及び (iii) 再投資のための利益剰余金が含まれることが明確化されたことです。

再投資のための利益剰余金を総投資額の構成要素として追加することで、投資家が利益剰余金をプロジェクトに再投資したものの、それをプロジェクトの投資資金源として記録する根拠がないという問題が解決されました。また、この新規定は、投資家および投資管理当局が実施された総投資額の実際価値を確定して投資プロジェクトにとって必要な修正を検討するための法的根拠となります。

Decree 31 はさらに、プロジェクトの運用開始後に総投資額の価値及び機械・設備・技術ラインの品質と価値について独立評価を行う必要のある場合を特定しています。 独立評価に関するこの新規定は、移転価格と脱税に関する状況を改善する一方で投資プロジェクトにおける投資家の責任及び国家機関の権限を明確にして、国家管理のための法的根拠を作成しました。

4. オンライン申請の手続き

投資方針決定の対象ではない投資プロジェクトの場合、投資家は投資に関する国家ポータルサイトにてアカウントを登録して電子署名を使用して投資登録証明書の発行または修正のための申請書類を提出することができます。これにより投資登録申請手続が容易になり、外国投資家の時間とコストが節約され、ベトナムの全体的な投資環境が改善することが期待されます。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

5. 投資プロジェクトの変更と終了に関する手続

Decree 31は、以下の場合における投資プロジェクトを変更するための新しい手続に関するガイダンスを提供しています：

(A) 投資プロジェクトを担保として譲渡する場合

信用機関など投資プロジェクトを担保資産として受領する組織及び個人（以下、「担保受領者」）は、その投資プロジェクトを継続して実施するか他の投資家に譲渡するかの権利を有します。いずれの場合も、担保受領者はDecree 31 のガイダンスに従って、投資プロジェクトを変更するための手順を実行する必要があります。

(B) 投資プロジェクトの全部分割、一部分割または合併の場合

投資家は、以下の条件を満たせば、(a) 実施中の投資プロジェクトを 2 つ以上のプロジェクトに全部又は一部分割すること、 (b) 1 つまたは複数の投資プロジェクトを別の投資プロジェクトに合併すること (合併された投資プロジェクトは、同一の投資家によって実施されなければならない)が可能となります：

- 土地利用条件及び投資条件を満たすこと；そして
- 投資方針の承認決定書または投資登録証明書に記載された投資家に適用される条件 (該当する場合) を変更しないこと。

投資プロジェクトの終了に関して、Decree 31 は、不適切な投資の管理・解消のために、偽装取引を起因とする投資プロジェクトを終了させる仕組みを追加しました。 この新しい仕組みの下で、ライセンス管轄当局、関連する個人、組織は投資プロジェクトの全部または一部を終了させるために、投資家が当該プロジェクトを実施中であっても偽装取引を無効にするよう裁判所に請求することができます。

6. 外国投資家による出資、株式・拠出資本の取得という形態による投資（「資本取得」）

Decree 31 は、投資法第 26 条第 2 項に規定されている、外国投資家による資本取得に関する申請書類及び手続きについて詳細なガイダンスを提供しています。ガイダンスの主なポイントは以下の通りです：

(A) 対象となる経済組織の所在地に応じて、現地のライセンス管轄当局 （すなわち、計画投資局 (「DPI」) または工業団地、輸出加工区、ハイテク区、経済区の管理委員会）のいずれかが、 資本取得の申請を評価します。 以前は、DPI のみがこの評価権限を持っていました。 この変更により、投資プロジェクトの申請手続がより一貫したものになり、対象の経済組織が工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区に所在する場合の評価における不必要な重複手続と複雑さも軽減されます。

(B) 資本取得が承認された後、対象の経済組織はライセンス管轄当局にて構成員及び株主の変更の手続を行います。

構成員・株主の変更手続が完了時に、対象会社の構成員及び株主としての外国投資家の権利及び義務が有効となります。これは、新たな構成員や株主が、いつも法的に認識されるか、すなわち納税義務、関連当事者の経営権の移転などの発生時点がいつになるかを決定する重要な根拠になります。

(C) 外国投資家は、資本取得する際に投資登録証明書の申請は不要です。 外国投資家に資本を取得される対象会社は、外国投資家の資本取得前に実施されたプロジェクトについて投資登録証明書の取得または修正手続を行う必要はありません。

留意事項として、資本取得における登録書類には、外国投資家と被買収組織に関する基礎情報の他に、見積り取引額及び原則として売買合意書も添付しなければなりません。 従って、投資家は関連当局への登録手続を行う前に、取引に向けての準備も十分にする必要があります。

さらに、Decree 31 は、島，国境地域，沿岸部地域または国防と安全保障に影響を与える他の地域での土地使用権証明書を持つ対象企業の資本取得の手続も規定しています。 これらの場合には、ライセンス管轄当局が資本取得の承認を検討する前に、国防省と公安省と国防と安全の条件の充足について協議する必要があります。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

7. 対外投資に関する新規定

海外への投資活動に関して、Decree 31 に基づくと、ベトナムの投資家は、ベトナムでの株式、拠出資本金または投資プロジェクトを使用して海外の経済組織の株式・資本・投資プロジェクトを購入または交換することができます。ベトナムの投資家が海外の経済組織の株式、資本または投資プロジェクトの取得のための対外投資登録証明書を取得した後、外国投資家は当該ベトナム投資家のベトナムでの経済組織・投資プロジェクトに投資するための手続を進めるものとします。

外国投資家の出資比率が 50%超の外資系企業の場合、対外投資のための総投資額は投資家による拠出資本金である必要があり、ベトナムでの投資プロジェクトの実施に使用することはできません。

資本金が 200 億ドン未満で、条件付き対外投資分野ではない投資プロジェクトの対外投資登録証明書の発行と修正の申請は、投資に関する国家ポータルサイトにてオンライン提出することができます。

結論

Decree 31 の発効により、外国投資家に対する投資条件、市場参入分野及び条件、ライセンス手続及び海外への投資活動に関する投資法の規定を明確化することで、ベトナムでの投資の管理と実施における重複と複雑さを解決し、より透明で魅力的な投資環境を作り出すことが期待されます。

Decree 31 に関連するご質問またはご要望がある場合は、弊社までご連絡頂けますと幸いです。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務、税務・投資・コーポレートサービス、ビジネス・アドバイザリー・サービス、ファイナンシャル・アドバイザリー・サービス、ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

46th Floor, Keangnam Landmark 72,
E6 Pham Hung Road, Me Tri Ward,
South Tu Liem District, Hanoi, Vietnam
T: +84 (24) 3946 1600
E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

谷中　靖久 HCMC 兼任
公認会計士（日本）　ダイレクター
E: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

東木　隆則
公認会計士（日本）　シニアマネージャー
E: takanoritoboku@kpmg.com.vn

秋田　憲宏
公認会計士（日本）　マネージャー
E: norihiroakita@kpmg.com.vn

亀田　真之
公認会計士（日本）　マネージャー
E: mkameda1@kpmg.com.vn

大塚　元喜
公認会計士（米国）　アシスタント　マネージャー
E: gotsuka@kpmg.com.vn

Pham Thi Thu Huong - 日本語可
アシスタント　マネージャー
E: huongtpham@kpmg.com.vn

Le Thi Thu Trang - 日本語可
アシスタント　マネージャー
E: trangtle1@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

10th Floor, Sun Wah Tower,
115 Nguyen Hue Street, Ben Nghe Ward,
District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
T: +84 (28) 3821 9266
E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

古屋　秀規
公認会計士（日本）　シニアマネージャー
E: hfuruya@kpmg.com.vn

西井　康雄
公認会計士（日本）　マネージャー
E: ynishii1@kpmg.com.vn

牧村　一輝
公認会計士（日本）　マネージャー
E: kazukimakimura@kpmg.com.vn

角田　長基
アシスタント　マネージャー
E: masakikakuda@kpmg.com.vn

Nguyen Duc Bui Nam - 日本語可
アシスタント　マネージャー
E: nambnguyen@kpmg.com.vn

Vu Thuy An - 日本語可
アシスタント　マネージャー
E: antvu@kpmg.com.vn

ベトナムデスク

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

100-8172
東京都千代田区大手町1-9-7
大手町フィナンシャルシティ
サウスタワー
T: +81 33548 5805

中谷　剛之
パートナー
E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

小熊　崇史
マネージャー
E: takafumioguma@kpmg.com.vn

大阪事務所

541-0048
大阪市中央区
瓦町3-6-5
銀泉備後町ビル
T: +81 67731 1000

鈴木　智博
シニアマネージャー
E: Tomohiro.Suzuki@jp.kpmg.com

Follow us on:

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

kpmg.com.vn